

令和8年第2回五所川原市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和8年2月10日（火） 午後3時
- 2 開催場所 五所川原市役所 2階会議室2B、2C

3 出席委員 18名

会 長

20番 森 義博

委 員

2番	山形 浩一	3番	角田 里美
4番	宮崎 尚彦	6番	鳴海 正
7番	外崎 高逸	8番	乗田 栄一
9番	石岡 雅樹	10番	小林 達英
11番	佐藤 善一	12番	一戸 孝志
13番	工藤 昇	14番	佐藤 敬道
15番	相馬 孝雄	16番	柳原 一夫
17番	白戸 裕丈	18番	中谷 徳善
19番	小山内 清人		

欠 席

1番 今 貴洋                      5番 伊藤 美穂子

4 次 第

- (1) 開 会
- (2) 会長挨拶
- (3) 議長選出
- (4) 議事録署名者の指名及び書記任命
- (5) 業務報告
- (6) 議 事

議案第5号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第7号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

議案第8号 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について

議案第9号 令和8年事業計画（案）及び令和8年農作業労働賃金等標準額について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第6号 農用地利用集積等促進計画の認可・公告について

5 閉 会

6 書 記

農業委員会市浦支所

主 査 齋藤 俊宏

7 参 与

農業委員会事務局

局 長 一戸 武二

次 長 鈴木 秀人

係 長 山田 竜太郎

主 査 藤元 大季

(開会時刻 午後 3時)

司 会 ただ今から令和8年第2回総会を開会いたします。  
はじめに、森会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。  
森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力を  
お願い致します。

本委員会の在籍委員数は20名であります。本日の出席委員数は18名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

次第4「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第26条に規定する署名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、それでは私から指名させていただきます。

議事録署名者には、14番 佐藤敬道(さとうたかみち)委員、16番 柳原一夫(やなぎはらかずお)委員のご両名を指名いたします。また、書記には市浦支所 斎藤主査を任命いたします。

議 長 なお、参与として、一戸事務局長、鈴木次長、山田農地係長、藤元主査に  
お願いいたします。

次に、次第5業務報告を参与から報告させていただきます。

参 与 令和8年1月27日午前9時30分から、市役所2階会議室においてあっ  
せん委員会を行い、高橋佑典推進委員と事務局であっせんにあたり、3条

有償移転事業3件を適正に処理しました。

また、令和8年2月5日午後1時30分から、佐藤善一委員、岩淵貴仁推進委員、金谷広大推進委員で五所川原南地区の法務局登記官照会1件、農地法第5条転用4件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第5号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1ページをご覧ください。

議案第5号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

申請件数は、有償所有権移転9件、無償所有権移転2件、賃貸借権設定20件、使用貸借権設定1件です。申請内容については2ページ以降をご覧ください。

議 長 議案第5号についての説明が終わりました。

議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと思います。

はじめに、番号13番、以外について審議いたします。ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、番号13番以外について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長      ご異議がないようですので、番号 1 3 番以外について原案のとおり許可いたします。

つづきまして、番号 1 3 番について審議いたします。「農業委員会等の法律第 3 1 条の規定による議事参与の制限」となりますので、4 番 宮崎尚彦（みやざきなおひこ）委員には退席をお願いいたします。

宮崎委員   （退 席）

議 長      ご質問がある方はお願いいたします。

委 員      （な し）

議 長      ご質問がないようですので、番号 1 3 番について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員      （異議なしの声あり）

議 長      ご意義がないようですので、番号 1 3 番について原案のとおり許可いたします。

4 番 宮崎尚彦（みやざきなおひこ）委員の入室を許可いたします。

宮崎委員   （入 室）

議 長      つづきまして、議案第 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与      1 6 ページをご覧ください。

議案第 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」であります。

農地法施行令第 1 0 条第 1 項の規定により、許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は、所有権移転 3 件、使用貸借権設定 1 件です。

17 ページをご覧ください。

1 番 字新宮町、田 1 筆、264 m<sup>2</sup>。

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用目的は一般個人住宅の建築です。

申請地は、五所川原市役所から北西へ約 1.2km の距離にあり、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められていることから、第 3 種農地と判断されます。

申請者は、現住居に母親と同居しておりますが、築年数の経過による劣化や自身の結婚を機に、新築を計画することとなり、当該申請地が条件に合致したため、今回の申請に至ったものであります。

申請地の北側は市道、東、南側は宅地、西側は農地が隣接しており、農地との境界には L 型擁壁を設置し、雨水は既設側溝へ、生活排水等は下水道へ放流するため、周辺農地等への影響は少ないと見込まれます。

また、資力、信用についても問題なく、転用にあたり許可相当であると判断されます。

2 番 大字稲実字米崎、田 3 筆、計 861 m<sup>2</sup>。

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用目的は資材置場です。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約 2.8km の距離にあり、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、小集団の生産性の低い農地であることからその他の農地（第 2 種農地）と判断されます。

申請事業者は建設業を営んでおり、現在の会社敷地には鉄骨等の保管場所がなく、土地を探しておりました。非農地、第 3 種農地の土地を探したが、条件に合う土地が見つからず、やむなく当該申請地を選択するに至ったものであります。

土地の造成等を行わず、汚水・廃水も発生しないため、周辺農地等への影響は少ないと見込まれます。

また、資力、信用についても問題なく、転用にあたり許可相当であると判断されます。

3 番 大字水野尾字宮井、畑 1 筆、229 m<sup>2</sup>。

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用目的は一般個人住宅の建築です。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約 3.3km の距離にあり、集落の中に位置し、住宅地が連たんしていることから、第 3 種農地と判断されます。

申請者は、現住居に親と同居しているが、分家のため、現住所の親名義の隣地に新築を計画することとなり、今回の申請に至ったものがあります。

申請地の北側は市道、西、南側は宅地、東側は農地が隣接しており、雨水は既設側溝へ、生活排水等は合併浄化槽で処理後既設側溝へ放流するため、周辺農地等への影響は少ないと見込まれます。

また、資力、信用についても問題なく、転用にあたり許可相当であると判断されます。

4 番 大字米田字篠原、畑 1 筆、294 m<sup>2</sup>。

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用目的は一般個人住宅の建築です。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約 2.4km の距離にあり、良好な営農条件を備えている農地で、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第 1 種農地と判断されますが、不許可の例外の集落接続に該当するため、許可見込みがございました。

申請者は、現在、市内のアパートに居住しており、2 人の子供の成長に伴い、手狭となってきたことから住宅新築を計画しました。土地の選定にあたっては、夫婦共働きのため、夫の両親の居宅に近い、非農地、第 3 種農地等を探したが、条件に合う土地が見つからず、やむなく今回の申請に至ったものであります。

申請地の南側は市道、西側は宅地、北、東側は農地が隣接しています。法面の整形及び保護により土砂の流出を防ぎ、雨水は自然浸透、生活排水等は合併浄化槽で処理後、既設側溝へ放流するため、周辺農地等への影響は少ないと見込まれます。

また、資力、信用についても問題なく、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については19ページ、現地調査時の写真等については20ページをご覧ください。

議長 議案第6号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第6号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第6号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

つづきまして、議案第7号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。  
参与より説明をお願いします。

参与 21ページをご覧ください。

議案第7号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」であります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求めるものであります。件数は、一括方式16件、売買15件です。

22ページから32ページまでの16件については、一括方式による促進計画で、33ページから38ページの15件については、農地中間管理機構の農地売買等事業による促進計画になります。

以上、作成要請する促進計画案は、あおもり農業支援センターにより

作成され、五所川原市農業委員会会長名により 3 月下旬に認可・公告される予定です。

議 長 議案第 7 号についての説明が終わりました。  
議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと思います。

はじめに、売買の 6 番、7 番以外について審議いたします。ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 ( な し )

議 長 ご質問がないようですので、売買の 6 番、7 番以外について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 ( 異議なしの声あり )

議 長 ご意義がないようですので、売買の 6 番、7 番以外について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、売買の 6 番、7 番について審議いたします。「農業委員会等の法律第 3 1 条の規定による議事参与の制限」となりますので、7 番 外崎高逸 (とのさきこういつ) 委員には退席をお願いいたします。

外崎委員 ( 退 席 )

議 長 ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 ( な し )

議 長 ご質問がないようですので、売買の 6 番、7 番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 ( 異議なしの声あり )

議 長 ご意義がないようですので、売買の6番、7番について原案のとおり決定いたします。

7番 外崎高逸（とのさきこういつ）委員の入室を許可いたします。

外崎委員 （入 室）

議 長 つづきまして、議案第8号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 39ページをご覧ください。

議案第8号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」であります。

青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会があり、現況を調査し回答したので承認を求めるものです。件数は1件です。

1番 大字広田字榊森、畑2筆、計380㎡、所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。調査の結果、家屋が建築されており、農地へ復元するには著しく困難であることから、非農地と判断されました。

現地調査時の写真については、40ページをご覧ください。

議 長 議案第8号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 （な し）

議 長 ご質問がないようですので、議案第8号について承認することにご異議ございませんか。

委 員 （異議なし）

議 長 ご異議がないようですので、議案第8号について原案のとおり承認いたします。

つづきまして、議案第9号「令和8年事業計画（案）及び令和8年農作業労働賃金等標準額について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 4 1 ページをご覧ください。

議案第9号「令和8年農業委員会事業計画（案）及び令和8年農作業労働賃金等標準額について」であります。令和8年五所川原市農業委員会事業計画及び令和8年農作業労働賃金等標準額を別紙のとおり執行したいので承認を求めます。

提案理由は、農業委員会等に関する法律、第6条に規定する事務を執行するため、本会の承認を求めます。

4 2 ページをご覧ください。

令和8年五所川原市農業委員会事業計画（案）です。

I 基本方針、われわれ農業委員会組織は、地域農業の牽引役としての自覚を持ち、農業委員会の最も重要な事務として位置づけられた「農地等の利用の最適化の推進」に向けて、農業委員と農地利用最適化推進委員、そして農地中間管理機構が連携し、農業生産の基盤であり、かつ地域の貴重な資源である農地の有効利用を図りながら豊かな農村環境を形成することを目的に取り組むものとします。

続いて、事業計画です。

1. 土地対策（1）農地の有効利用としまして、

- ① 農地制度の着実な実施に向けて、制度の普及啓発に取り組むとともに、審議の公平性、公正性、透明性をより高め、優良農地の確保と有効利用に全力で取り組む。
- ② 一般企業の農地の貸借による農業への参入にあたり、農地の効率的かつ総合的な利用に支障を生じさせないため、厳格な審査と適正利用の監視強化に努める。
- ③ 農業経営の規模拡大、農地の集団化、その他農地保有の合理化に資するよう農用区域内にある農地について、その農地の農業上の利用を確保するため、所有権の移転等のあっせん事業により、農地の流動化を図る。
- ④ 「公益社団法人あおもり農業支援センター」が行っている農地中間管理事業の業務委託を受け、地域計画に基づいた農地の貸借を促進す

る。

(2) 農地パトロールの強化と遊休農地利用の増進

(3) 農地台帳の整備

農地の利用状況、権利関係等を速やかに調査し、最新の情報を管理する。

2. 人と経営対策としまして、

(1) 「地域計画」に基づく取組み

令和7年3月に策定・公表された「地域計画」に基づき、農地の集積・集約化や新規就農者等の担い手確保を推進する。また、農業経営の安定と農業の持続的発展に寄与するため、農地所有者への意向調査や、地域座談会等での農地情報の提供などの取組みを積極的に行い、市農林政策課と連携し、より完成度の高い目標地図へブラッシュアップを図る。

(2) 経営感覚に優れた農業者の育成

(3) 農業者年金業務受託事業

(4) 認定農業者等との意見の交換と政策提案

(5) 地域に根ざした農政運動の展開

3. 広域対策としまして

(1) 農業委員・農地利用最適化推進委員の地区担当制

(2) 広報活動の推進

(3) 行動力あふれる農業委員会活動

以上、農業振興の維持・発展のため、農業委員・農地利用最適化推進委員による、行動する農業委員会づくりを推進するため、計画いたしました。

つづいて令和8年農作業労働賃金等標準額について説明いたします。

44ページをご覧ください。

農作業労働賃金等標準額は、農作業受委託において、委託者及び受託者間で適正な労働賃金を設定できるよう、その目安となる標準額を定めたいものです。

昨年度からの変更点は、青森県最低賃金が令和7年11月21日より時給953円から1,029円に改定されたことに伴う農作業労働日雇賃金の改定で、上表の農作業日雇賃金が7,700円から8,300円に増額となりました。下表の農業用機械賃借料は令和7年と同様です。

議 長 　　ただいま、説明いたしました議案第 9 号について、ご質問・ご意見はございませんか。

委 員 　　（な し）

議 長 　　ご質問が無いようですので、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　（異議なしの声あり）

議 長 　　ご異議がありませんので、議案第 9 号について、原案のとおり承認いたします。

　　以上、議案第 5 号から議案第 9 号まで全ての審議が終了いたしました。

　　報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 　　（な し）

議 長 　　その他、何かございませんか。

　　以上をもちまして、本日の会議を全て終了いたします。  
慎重なご審議ありがとうございました。